

労働基準法 休日振替と代休 ワンポイント解説

休日振替と代休の違いに関する解説です。

■休日振替

休日振替とは、業務の都合により、休日に労働することが必要な場合に、平日と休日を振り替えることをいいます。

[12日(日曜日)に出勤することが必要になった場合] (土・日 休日の場合として)

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

就業規則
(休日振替ができる旨の規定)

あらかじめ、特定すること
12日より前にすることも可能

■ポイント

①休日を振り返る前にあらかじめ振り替えるべき日を特定 (上記の場合 23日)

②4週間を通じて4日以上の休日が確保されていること

③休日労働に対する割増賃金は不要

(ただし、振替により法定労働時間を超える時間外労働が発生…例えば、週48時間労働になった場合) ⇒36協定+割増賃金

あらかじめ休日と他の特定の労働日を振り返る措置を取っていないケース

■代休

①休日労働させた後に、その代償として、その後の特定の労働日の労働義務を免除

②休日労働には、36協定と割増賃金が必要

